

説明資料

《 令和5年度 社会福祉法人香西会 介護職員処遇改善加算 》

＜介護職員処遇改善加算＞

改善期間	： 令和5年6月～令和6年5月〔12ヶ月〕
改善単位	： 法人単位
介護職員常勤換算人数	： 78.4名
加算見込み金額	： 50,011,236円(637,898／常勤換算1名(年額))
一人当たりの見込み金額	： 53,158円／常勤換算1名(月額)
法人改善金額	： 50,499,685円
法人改善額	： 53,411円／常勤換算1名(月額)

— 処遇改善計画 — 本計画に記載された金額については見込み額であり、申請以降の運営状況
(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動がありえるものである。

前年度まで実施している以下の内容を継続し(一時金は除く)、今年度においても賃金改善を行うことで、平均介護職員一人当たり月額50,064円(法定福利費を含)改善し、一時金を一人あたり30,000円を支給することで、常勤換算数一人あたり53,411円の改善を行う。

○令和5年度における介護職員の賃金改善○

＜正社員＞

【定期昇給 基本給与】 (基本給) 2,000～4,000円／該当職員

【キャリアパスによる臨時昇給】 (基本給) 4,000～9,000円

【手当】 5,000円～20,000円(MD,CR等の立場により変動)

＜有期職員＞

【有期職員の10月更新面接】 (時給) 10円～50円

＜共通＞

【一時金】 30,000円(令和6年5月30日支給)

【法定福利費】 上記に掛かる分(令和4年度決算見込みの基準により(12.26%))

【令和4年度までの改善計画】 別紙2ページ以降

平成23年度までに実施した交付金による 介護職員の処遇改善詳細

①平成21年度介護報酬改定に伴う介護職員賃金改善

【資格手当金額の改定】

・介護福祉士	5,000円	→	10,000円
・介護支援専門員	新規	→	5,000円
・社会福祉士	新規	→	5,000円
・精神保健福祉士	新規	→	5,000円

【有期職員への資格手当創設】

- ・上記資格者に対して 2,000円 ~ 5,000円

【基本給与+調整手当 : 最低賃金改正】

- ・(基本給) 133,400円 → 137,500円(ヘルパー、基礎研修)
- ・(調整手当) 13,340円 → 13,750円

【賞与】

- ・今回改定に伴う基本給+調整手当増の分のみ

【前歴加算創設:最低賃金改正】

- ・前歴加算 平成21年度以降新規正者雇用時 1,000円~4,000円 基本給増

【試用期間中の日給改正 : 最低賃金改正】

- ・ヘルパー、基礎研修 6,100円 → 7,040円
- ・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士 6,450円 → 7,040円

【手当の改定】

- ・特殊業務手当 → 介護手当(20,000円)
(差額は基本給のへ組入れ:1~3ランク増)

②平成22年度介護職員賃金改善

【平成21年度介護報酬改定】

- ・ ①の改善基準

【定期昇給 基本給与+調整手当】

- ・ (基本給) 1,000~4,000 円 + (調製手当)左の10%

【賞与】

- ・ 今回改善に伴う基本給+調整手当増の分のみ

【手当の創設】

- ・ 運転手当(デイサービス) 5,000 円
- ・ 運転手当(小規模多機能) 2,500 円

【手当の改定】

- | | | | |
|--------------|---------|---|---------|
| 夜勤手当(特養) | 4,000 円 | → | 4,500 円 |
| 夜勤手当(小規模多機能) | 3,000 円 | → | 4,000 円 |

③平成23年度介護職員賃金改善

【平成21年度介護報酬改定】

- ・ ①の改善基準

【平成22年度介護職員賃金改善】

- ・ ②の改善基準

【定期昇給 基本給与+調整手当】

- ・ (基本給) 1,000~4,000 円
+ (調製手当)左の10%(平均 2,300 円)

【賞与】

- ・ 今回改善に伴う基本給+調整手当増の分のみ

平成24年度以降実施した交付金による 介護職員の処遇改善詳細

①平成24年度介護報酬改定に伴う介護職員賃金改善〇

平成24年4月より実施した新キャリアパス制度の導入

【調整手当を基本給に包括化】

・介護職員の初任給の引上げ	基本給	137,500円	→	152,000円
	調整手当	13,750円	→	基本給へ
・介護福祉士取得者、福祉学校卒業者の初任給の引上げ	基本給	141,500円	→	159,000円
	調整手当	14,150円	→	基本給へ

【従来の前歴加算を廃止し、新たに前歴(実務経験、資格)による初任給を設定】

基本給	146,500円	→	165,000円
調整手当	14,650円	→	基本給へ

【介護職員のキャリアパス(昇進)時の上位ランクを創設】

・最短として実務経験4年、当法人の現場で2年、介護福祉士取得者	基本給	173,000円
---------------------------------	-----	----------

【新キャリアパス制度への移行に伴う基本給の昇給】

基本給	750円～5,910円
-----	-------------

【平成24年10月より有期職員の月額賃金を改善(有期契約にて賞与なしの該当者)】

時給	10円～50円
----	---------

【有期職員の時給の引上げ】

・介護福祉士以外	時給	850円	→	900円
・介護福祉士取得者	時給	900円	→	970円

【有期職員の手当の創設】

・運転手当(デイサービス(常勤))	5,000円
・運転手当(小規模多機能 デイサービス(非常勤))	2,500円
・シフト手当(常勤職員)	3,000円

②平成25年度における介護職員の賃金改善

【介護福祉士手当引上げ】

- ・介護福祉士手当 10,000円 → 15,000円
(キャリアパスにおけるCR(キャリア)の手当)

③平茂26・27年度における介護職員の賃金改善

【新キャリアパス】

- ・(基本給) 2,000～21,000円

【技能手当、管理職手当Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの創設】

- ・キャリアパス時に主任手当 α を取得していた場合に、管理職等へ昇進した場合に新たな手当での金額に加算する。(25,000、30,000、40,000+ α)

④平成28年度における介護職員の賃金改善

【手当の増額】

- ・(夜勤手当)【特別養護老人ホーム 香西園】
正社:4,500円 → 5,000円
有期職員(夜勤専門員):1回あたり、500増
- ・(送迎手当)【香西園デイセンター】
正社・有期常勤:5,000円 → 10,000円
有期職員(送迎を行う、非常勤介護職員)2,500円 → 5,000円

【試用期間時の日給】

- ・(日給) 7,040円 → 7,400円
- ・(20歳未満) 6,640円 → 7,120円

⑤平成29年度における介護職員の賃金改善

【キャリアパスの昇給率の変更】

- ・(基本給) 3,000～9,000円(MD、CRの昇給率増)

【試用期間時の日給】

- ・(20歳未満) 7,120円 → 7,300円

⑥平成30年度における介護職員の賃金改善

<正社員>

【初任給の変更】	(基本給) (BG) 152,000 円 → 153,000 円
	(MD等) 159,000 円 → 160,000 円
	(20歳未満) 146,000 円 → 147,000 円
【介護手当】	20,000 円 → 23,000 円

<有期職員>

【有期職員の時給(初任給)】	(時給) 介護福祉士 1,000 円 → 1,020 円
	その他(試用期間) 910 円 → 930 円
	(試用期間後) 930 円 → 950 円
【夜勤専門有期職員】	(明無) 夜勤手当 3,700 円 → 4,500 円
	(明有) 夜勤手当 3,700 円 → 4,800 円

⑦令和元年度における介護職員の賃金改善

<正社員>

【初任給の変更】	(基本給) (BG) 153,000 円 → 155,000 円
	(試用期間の月給) 7,600 円 → 7,800 円
	(20歳未満) 150,000 円 → 155,000 円

<有期職員>

【有期職員の時給(初任給)】	(時給) 介護福祉士 1,020 円 → 1,030 円
	(試用期間) 950 円 → 980 円
	その他 950 円 → 990 円
	(試用期間) 930 円 → 970 円

【有期職員の手当の見直し】

- ・シフト手当の時給へ組み入れ
- ・ケアマネ手当の創設 500~2,000 円
- ・扶養手当、住居手当の創設 1,000~4,000 円

<共通>

・応援手当の創設	応援時	日額 1,000~1,500 円
	資格技術要件時	月額 5,000~10,000 円
	感染災害等	日額 5,000 円

○令和2年度における介護職員の賃金改善○

【毎年度実施の定期昇給、キャリアパスによる臨時昇給・特別昇給等】

<正社員>

【定期昇給 基本給与】 (基本給) 2,000～4,000 円／該当職員

【キャリアパスによる臨時昇給】 (基本給) 4,000～9,000 円

【手当】 5,000 円～20,000 円(MD,CR 等の立場により変動)

<有期職員>

【有期職員の10月更新面接】 (時給) 10 円～50 円

○令和3年度における介護職員の賃金改善○

<正社員>

【初任給の変更】 (試用期間の月給) 7,800 円 → 8,000 円

<有期職員>

【有期職員の時給(初任給)】 (時給) 介護福祉士 1,030 円 → 1,040 円
 (試用期間) 980 円 → 1,010 円
 その他 990 円 → 1,010 円
 (試用期間) 970 円 → 1,000 円

○令和4年度における介護職員の賃金改善

<正社員>

【初任給の変更】 (試用期間の月給) 8,000 円 → 8,160 円

<有期職員>

【有期職員の時給(初任給)】 (時給) 介護福祉士 (試用期間) 1,010 円 → 1,020 円

<共通>

・応援手当の変更	業務応援	日額 1,500 円
	災害、感染症対応(初期対応等)	日額 5,000 円
	災害、感染症対応(初期対応等以外)	日額 2,500 円

○共通事項○

【毎年度実施の定期昇給、キャリアパスによる臨時昇給・特別昇給等】

処遇改善改善費用に含まれるもの

<正社員>

定期昇給・臨時昇給(キャリアパス試験合格者)、資格取得及び役職等の変更により手当(処遇改善の実施前の者は除く)

<有期職員等(無期雇用職員を含む)>

10月の更新面接時の昇給要件を満たした場合の手当て及び勤務形態変更に伴う手当